第２号様式（第４条関係）

誓　　約　　書

　　　年　　月　　日

郡 山 市 長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地又は住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名又は個人氏名

実印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　）

貴市へ市有財産の売払申請を行うに当たり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約いたします。

記

１　地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の３第１項に規定する職員に該当しない者であること。

２　本人（個人の場合）又は役員等（法人の場合）が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第２条第２号に規定する暴力団員又は第８条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。

３　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

４　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条の規定による政治団体でないこと。

５　申請書及び添付書類の内容が事実と相違ないこと。

６　購入後の土地利用計画に即して現地の確認や法令等の制限について調査を実施していること。

|  |
| --- |
| 地方自治法（抄）（職員の行為の制限） 第二百三十八条の三 　公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。 ２ 　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。 |

|  |
| --- |
| 郡山市暴力団排除条例（抄）(定義)第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(2)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。(3)　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号。以下「県規則」という。)第2条に規定する者を除く。)をいう。(4)　暴力団の排除　暴力団員等による不当な行為を防止し、及びその行為により市民生活又は事業活動に生ずる不当な影響を排除することをいう。(5)　市民　市内に居住している者並びに市内に通勤通学する者及び滞在する者をいう。(6)　事業者　市内において事業活動を行う全てのものをいう。ただし、関係団体を除く。(7)　市民等　市民及び事業者をいう。(8)　関係団体　法第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与する活動等を行う団体をいう。(公共工事等における措置)第8条　市は、公共工事、給付金(補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。)の交付その他の市の事務又は事業(以下「公共工事等」という。)の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者(暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として県規則第4条に規定する者をいう。次条において同じ。)の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約並びに給付金の交付の相手方からの除外その他の必要な措置を講ずるものとする。 |

|  |
| --- |
| 政治資金規正法（抄）(定義等)第三条　この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。一　政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体二　特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体三　前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体イ　政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。ロ　特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。２　この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。一　当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの二　直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの３　前項各号の規定は、他の政党(第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。)に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない。４　この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の規定により候補者として届出があつた者、同法第八十六条の二若しくは第八十六条の三の規定による届出により候補者となつた者又は同法第八十六条の四の規定により候補者として届出があつた者(当該候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。)をいう。５　第二項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政治団体の得票総数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。 |